

令和6年度
週休2日に関する取り組み【四国地方整備局】
(R6. 4月版)

週休2日に関する取り組み【四国地方整備局】

令和6年度の実施方針

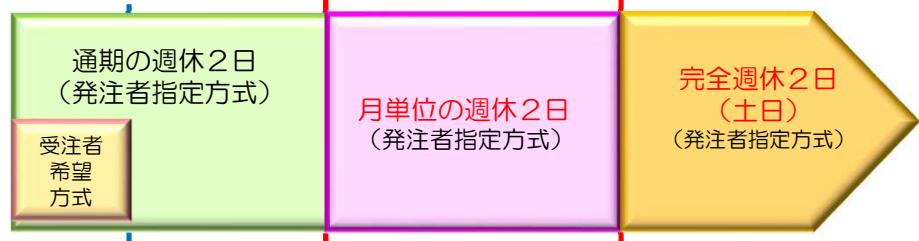
発注者指定方式（現場閉所）を基本に、令和6年度より本官工事は完全週休2日（土日）、分任官工事は月単位の週休2日とすることで、週休2日の「質の向上」を推進する。

※対象：令和6年4月1日以降入札手続き（公告）を行うもの

本官工事



分任官工事



◆経常維持工事（河川維持・道路維持）は、月単位の週休2日交替制適用工事（発注者指定方式）とする。

全ての工事を対象に、発注者指定方式で発注。

【具体的な取扱い】

1) WTO案件の工事

- 一般土木工事については全てのトンネル工事を、橋梁上部工事については鋼橋およびPC橋のうち各1件ずつを、**完全週休2日（土日祝）試行工事（発注者指定方式）**とする。

2) 1)以外の本官工事

- 全ての工事を対象に、**完全週休2日（土日）工事（発注者指定方式）**とする。

3) 経常維持工事（河川維持・道路維持）

- 全ての工事を対象に、**月単位の週休2日交替制適用工事（発注者指定方式）**とする。
- 当面の間、「交替制」の実施タイプを受注者の希望により「現場閉所」に変更できる選択条項を設定することができる。

4) その他の維持工事（バイパス保守、安全施設、街路樹維持、照明維持、公園維持）

- 全ての工事を対象に、**月単位の週休2日適用工事（発注者指定方式）**とする。
- 当面の間、「現場閉所」の実施タイプを受注者の希望により「交替制」に変更できる選択条項を設定することができる。

5) 災害復旧工事等

- 全ての工事を対象に、**月単位の週休2日適用工事（発注者指定方式）**とする。
- 当面の間、「現場閉所」の実施タイプを受注者の希望により「交替制」に変更できる選択条項を設定することができる。
- ただし、社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、**月単位の週休2日交替制適用工事（発注者指定方式）**とし、実施タイプの選択条項は設定しない。

6) 上記以外の工事

- 全ての工事を対象に、**月単位の週休2日適用工事（発注者指定方式）**とする。
- 実施タイプの選択条項は設定しない。

週休2日に関する取り組み【四国地方整備局】

令和6年度の実施方針(参考)

【発注者指定方式】	積算（補正係数）	工事成績	証明書
完全週休2日（土日祝） 試行工事	月単位の週休2日（合計） ＜現場閉所＞	【減点】 明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については減点 【加点】 土日を休日とする週休2日を達成した場合は加点	完全週休2日（土日祝） を達成した場合に交付
月単位の週休2日適用工事	※「月単位の4週8休以上」未達成の場合は「通期」の補正に減額変更 ※「通期の4週8休以上」未達成の場合は通期の補正分減額		
月単位の週休2日交替制 適用工事	月単位の週休2日（合計） ＜交替制＞ ※「月単位の4週8休以上」未達成の場合は「通期」の補正に減額変更 ※「通期の4週8休以上」未達成の場合は通期の補正分減額	【減点】 明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については減点 【加点】 全ての技術者及び技能労働者が月単位の週休2日を達成した場合は加点 (※積算は平均休日率)	対象外

週休2日に関する取り組み【四国地方整備局】

定義(現場閉所)

○ 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業(内業)を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態(休日)をいう。

○ 発注者指定方式

発注者が、月単位の週休2日に取り組むことを指定する方式(通期の週休2日は必須)

○ 週休2日

◆月単位の週休2日とは、対象期間において、**全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態**をいう。

◆通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと
認められる状態をいう。

注意

現場閉所日は土・日・祝日にこだわらない。
また、1週間当たり2日の休日を確保するという事ではない。

○ 完全週休2日

◆完全週休2日(土日祝)とは、**休日の取得を土・日・祝日に定めて実施するもの**。

◆完全週休2日(土日)とは、**休日の取得を土・日に定めて実施するもの**。

○ 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

○ 4週8休

◆月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月で現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日／28日)の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%)以上を達成しているものと見なす。

◆通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%(8日／28日)の水準の状態をいう。
なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

週休2日に関する取り組み【四国地方整備局】

定義(交替制)

○ 発注者指定方式

発注者が、月単位の週休2日交替制に取り組むことを指定する方式(通期の週休2日は必須)

○ 週休2日交替制

- ◆月単位の週休2日交替制とは、対象期間において、**全ての月で**技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。
- ◆通期の週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

※ **対象となる技術者、技能労働者は、対象工事に1ヵ月以上従事する者とする。**

○ 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

なお、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間は含まない。

○ 4週8休

- ◆月単位の4週8休とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の全ての月で平均休日数の割合(以下、「休日率」という。)が、28.5%(8日／28日)の水準の状態をいう。
- ◆通期の4週8休とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%(8日／28日)の水準の状態をいう。

○ 平均休日率

対象期間内の対象者ごとに、休日日数の割合を算出。(下請けの場合、対象期間は施工体制台帳上の工期から設定)

全対象者の「休日日数の割合」を平均化する。

※ **対象者の休日日数の割合(%)=対象者の休日日数／対象期間**

※ **平均休日率(%)=「対象者の休日日数の割合」の合計／対象者数**

完全週休2日(土日祝)

○WLBに配慮した魅力ある業界とするため、火曜日～木曜日の祝日を月曜日or金曜日に振替え可能とし、3連休化することで、「ゆとりあるプライベート時間を創出する」取り組みを行う。

【WLBに配慮した「完全週休2日（土日祝）」の振替イメージ】

	日	月	火	水	木	金	土
第1週	■						■
第2週	■		■			■	
第3週	■		■			■	
第4週	■	■	■	■	■	■	■

この表は、4週間のカレンダーを示す。各週の曜日は以下の通りである。
 第1週：日曜日が休日（赤色）、月曜日が振替休日（青色）、火曜日～木曜日が通常勤務日（白色）、金曜日が休日（赤色）。
 第2週：日曜日が休日（赤色）、月曜日が祝日（ピンク色）、火曜日が通常勤務日（白色）、水曜日～木曜日が通常勤務日（白色）、金曜日が休日（赤色）。
 第3週：日曜日が休日（赤色）、月曜日が通常勤務日（白色）、火曜日が振替休日（青色）、水曜日～木曜日が通常勤務日（白色）、金曜日が休日（赤色）。
 第4週：日曜日が休日（赤色）、月曜日が3連休化（赤色）、火曜日が祝日（ピンク色）、水曜日～木曜日が通常勤務日（白色）、金曜日が休日（赤色）。
 ピンク色のセル内には「祝日①」や「祝日②」、「祝日①の閉所」、「祝日②の閉所」と記載されている。また、青い矢印が「振替」と表示され、金曜日の休日が月曜日や火曜日に移動する様子が示されている。最後の週（第4週）では、月曜日が休日（赤色）で、金曜日も休日（赤色）である。

- カレンダー通りとするか、振替とするかは選択可能。
- 閉所日の振替は、前月までに確定させ、変更施工計画書を提出するものとする。
- 振替を選択した場合でも、「完全週休2日（土日祝）達成証明書」の交付対象とする。
- 対象：令和6年4月1日以降に公告する案件
令和6年4月1日以降も施工中の既契約工事

工期変更等調整会議

- 更なる週休2日の取組みの充実を図ることを目的に、受注者から工期延長等の申し出があった場合には、「工期変更等調整会議」を設置するものとする。
- 週休2日の実施にあたって工程に支障となる案件の解決に向けて、初回から事務所幹部が出席し、受注者から直接事務所幹部に協議できる体制を構築することで、迅速な意思決定を行う。
- 週休2日(現場閉所)を実施する全ての工事を対象とする。

工期変更等調整会議とは…

【構成と出席者】

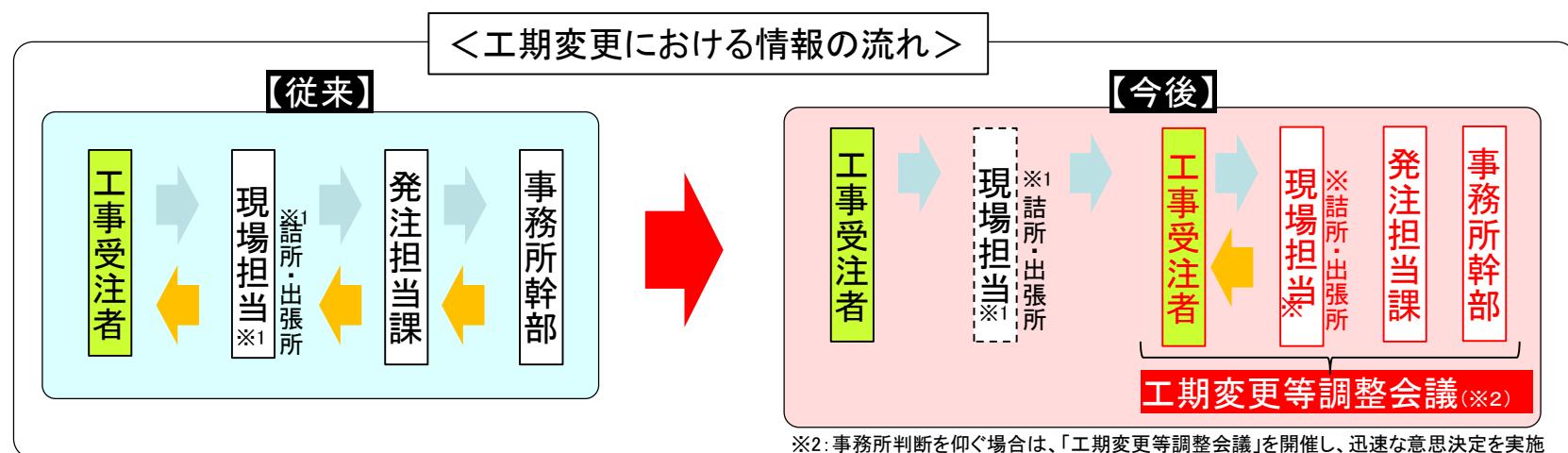
- **工事受注者**: 現場代理人、監理技術者、担当技術者 等
- **発注者**: 技術副所長、工事発注担当課長、主任監督員 等

【開催頻度(例)】

- 実施工程表作成時点(総括打合せ時点)
- 月1回開催を目安に、調整事項に合わせ実施
- 工期変更の必要が生じた場合
- 工事実施内容(工種・数量等)の変更が生じた場合

【取組内容】

- **取組計画の確認**: 現場閉所日の計画及び実施状況の確認
- **工程進捗に関する情報共有**: 工程進捗に関わる課題調整、クリティカルパス等の確認
- **課題解決に向けた対策検討**: 課題事項に関する実施対応者、実施時期などを明記し、進捗状況を確認
- **工期変更に関する協議**
- **工事実施内容(工種の削減・数量削減・施工条件の変更等)に関する協議**



週休2日に関する取り組み【四国地方整備局】

留意事項

○ 適切な工期設定と工事工程表の公表

・**発注者指定方式(現場閉所)の工事で実施。** ※週休2日交替制適用工事を除く。

(1) 工期設定に必要となる現場条件について、特記仕様書に明記する。

【特記仕様書記載例より】

- ①準備期間: ●●日間※¹【工種区分による日数を記載】
- ②後片付け期間: 20日間※¹
- ③休日及び天候等による作業不能日: ●●日間※²
- ④地元調整等による工事不可期間
令和●年●月●日から令和●年●月●日 ●日間
- ⑤… ※必要に応じ記載

※¹ ①及び②には雨天・休日等の日数を含んでおり、③には準備・後片付け期間内の雨天・休日等の日数は含んでいない。

※² 土日、祝日、夏期休暇及び年末年始休暇の他、悪天候により作業が出来ない日数、猛暑日日数(8時から17時までの間のWBGT値31以上となる時間を日数換算した日数)を含む。

(2) 設計変更に伴い工期延期する場合においても、週休2日確保可能となるよう適切に変更する。

(3) 工期設定にあたっては、原則「工期設定支援システム」を活用する。

(4) 発注者指定方式においては、条件明示の一環として、工事工程表および施工パーティ数を見積参考資料として公表する。

○ 条件明示の項目別チェックリストの公表

・**発注者指定方式(現場閉所)の工事で実施。** ※週休2日交替制適用工事を除く。

(1) 発注者指定方式においては、条件明示の一環として、「土木工事施工条件明示の手引き(案)」記載の「条件明示の項目別チェックリスト」見積参考資料として公表する。

○ 達成状況の確認

・経費の補正に係る、現場閉所率(休日率)の確認は、工事完了精算変更前までとするが、建設業の働き方改革を推進する観点から、発注者による現場閉所(休日)状況の確認は月1回を目安に実施し、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組む。

確認は、受注者が記録しているカレンダー等の資料によるものとし、新たな資料作成は求めない。

週休2日に関する取り組み 【四国地方整備局】

□ 落札決定後における実施タイプ(現場閉所・交替制)の変更について ※維持工事のみ適用

【目的】週休2日の取り組みについては、令和6年度から建設業にも改正労働基準法による時間外労働規則が適用されることを踏まえ、現場閉所困難工事以外は、原則現場閉所工事として発注することを基本としている。ただし、受注者の人員配置や工程計画等が、発注者の想定と相違する場合を考慮し、当面の間、落札決定後における当初発注時の実施タイプ(現場閉所・交替制)の変更を可能とする試行を実施するものである。

※なお、現場閉所工事の拡大を推進する方針を踏まえ、週休2日工事(現場閉所)から週休2日交替制適用工事に変更する場合には、別途その理由を確認することとする。

【方法】実施タイプ(現場閉所・交替制)を変更できる旨を入札公告及び入札説明書、特記仕様書に明記する。

発注時に設定した実施タイプ(現場閉所・交替制)について、受注者が工事内容を考慮した上で変更を希望する場合は、落札決定から契約までの間で変更希望を発注者に協議することができる。

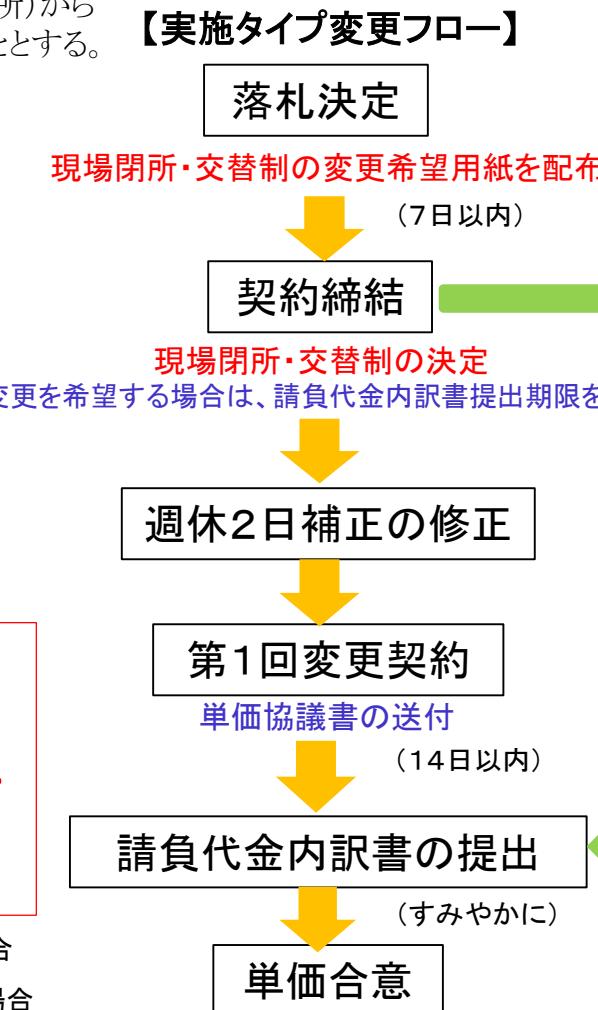
(ただし、契約締結後の変更希望表明は不可。)

変更が承諾されたものは、実施タイプに応じた変更契約を行った上で初回の単価合意を行う。

注意

- ※発注者指定方式を受注者希望方式に変更することは不可。
- ※実施タイプ(現場閉所・交替制)の変更については契約締結までとしている。
契約締結後に変更の希望表明が出された場合は実施タイプの変更はできない。
- ※1件の工事契約において、現場閉所と交替制の併用は不可。
(工事途中での実施タイプの変更も不可)

 : 実施タイプの変更を希望する場合
 : 実施タイプの変更を希望しない場合



週休2日に関する取り組み【四国地方整備局】

成績(土木工事成績評定)

発注者指定方式

提出された工程表が月単位の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定実施要領の「考查項目別運用表 別紙一2④. 7法令遵守等 8. その他」において、点数を減ずる措置を行う。

※上記の判断は、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされた期間を除いた期間における週休2日の達成状況により行う。

【参考】「働き方改革及び週休2日に係る工事成績評定の取扱いについて」
(平成30年4月6日付 国技建管第1号)

受注者希望方式

※令和4年度より廃止。

積算および総合評価落札方式における加点評価

積算

- 月単位の週休2日を推進するため、月単位の週休2日の補正係数を新設するとともに、工期全体（通期）の週休2日についてもR6年度に限り、R5年度までの補正係数の一部を適用
- 週休2日交替制適用工事の市場単価方式において、補正係数を新設

※適用：令和6年4月1日以降入札手続き(公告)を行うもの

	令和5年度	令和6年度	備考
週休2日補正の種類			
4週8休以上（月単位）	—	新規	現場閉所:P13参照 交替制:P16参照
4週8休以上（通期）		補正係数改定	R7廃止
4週7休以上 4週8休未満		廃止	
4週6休以上 4週7休未満		廃止	
市場単価	現場閉所	補正係数改定	P18参照
	交替制	新規	
土木工事標準単価	補正後単価	廃止	P19, 20参照
	補正係数	新規	

積算(補正係数)

週休2日適用工事(現場閉所)

対象工事

- ・週休2日交替制適用工事(社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事)以外の工事を対象とする。(完全週休2日試行工事を含む)

積算方法等

■現場閉所率(%) = 現場閉所日 / 対象期間 (現場閉所率は小数第1位までとし、小数第2位を四捨五入とする。)

- ・月単位の週休2日(4週8休以上)とは、対象期間内の全ての月毎の現場閉所日数の割合が、28.5% (8日/28日)の水準の状態。
- ・通期の週休2日(4週8休以上)とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が、28.5% (8日/28日)の水準の状態。
※降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
※暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%)以上を達成しているものと見なす。

■補正係数

- ・週休2日(4週8休以上)の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。(市場単価及び土木工事標準単価における週休2日の補正については別途)

補正係数	工期全体(通期)の週休2日	+	月単位の週休2日	=	月単位の週休2日(合計)
R6	労務費:1. 02 機械経費(賃料):1. 02 共通仮設費:1. 02 現場管理費:1. 03		労務費:1. 02 機械経費(賃料):1. 00 共通仮設費:1. 01 現場管理費:1. 02		労務費:1. 04 機械経費(賃料):1. 02 共通仮設費:1. 03 現場管理費:1. 05

※労務費における週休2日補正は、以下の労務単価を対象としている。

【公共工事設計労務単価(51種)、電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工】

■補正方法

- ・月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乘じたうえで予定価格を作成するものとする。
- ・現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは通期の週休2日の補正係数に変更するものとし、通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。

確認方法

週休2日適用工事(現場閉所)

○週休2日実施の確認例(発注者による確認)

発注者は、書類の作成負担等を考慮し、現場閉所を確認できる資料等(現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等)について受注者に提示を求め、現場閉所の状況を確認するものとする。

【現場閉所】

現場事務所での事務作業(内業)を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
(雨天や天候による閉所も含まれる。土・日・祝日にはこだわらない。)

【確認イメージ】

黄色塗: 現場閉所日

「月単位の週休2日」

1月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

3月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

対象期間において、全ての月で4週8休
(28.5%以上)を達成している工事

現場閉所率: 28.6%(8日／28日)
(対象期間外: 1~3日(年末年始休暇))

現場閉所率: 28.6%(8日／28日)

現場閉所率: 25.8%(8日／31日)
※28.5%未満ではあるが、暦上の土日の合計
日数以上に閉所を行っているため、達成と
みなす。

「通期の週休2日」

1月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

3月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

「月単位の週休2日」は達成していないが、対
象期間全体で4週8休以上を取得した工事

現場閉所率: 28.6%(8日／28日)
(対象期間外: 1~3日(年末年始休暇))

現場閉所率: 35.7%(10日／28日)

現場閉所率: 22.6%(7日／31日)
※28.5%未満かつ閉所日が暦上の土日の合
計日数未満のため、月単位の週休2日は未
達成

週休2日に関する取り組み【四国地方整備局】

積算



確認方法(補足)

週休2日適用工事(現場閉所)

○週休2日実施の確認例(発注者による確認)

□現場閉所の確認は、既存資料、カレンダーなどを用いて確認し、受注者へ負担となるような作成等は求めないこと。

□「現場閉所率」の算出における現場閉所日は、土日・祝日にはこだわらず、精算変更前までに確認を行う。ただし、工事成績や総合評価に関連する完全週休2日(土日祝)及び完全週休2日(土日)の達成状況は、対象期間中の土・日・祝日における現場閉所日を確認する。

□降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても閉所日数に含める。
(天災等により1日作業を中止した場合も含める。)

□年末年始休暇(12/29-1/3 6日)、夏季休暇(3日)は、現場閉所日にも対象期間にもカウントしない。
※年末年始は上記日程、夏季休暇は、日程の指定はしない。
(上記に、土・日・祝日、雨天休日が含まれてもカウントしない)

□工場製作のみを実施している期間については、現場閉所日にも対象期間にもカウントしない。

□工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間についても、現場閉所日にも対象期間にもカウントしない。
(受注者の責によらず、現場作業を余儀なくされる期間とは、災害発生等による突発的な作業を想定しており、維持工事における応急処理等は該当しない。)

□対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

□工事着手とは、土木工事共通仕様書1-1-1-2 用語の定義より

42.工事着手

工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の設置または測量をいう)、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。

□工事完成日とは、工事完成通知書に記載された完成日を基本とする。

□現場閉所とは、元請け、下請け含め、現場での作業を実施しないこととする。

□現場とは、土木工事共通仕様書1-1-1-2 用語の定義より。

47.現場

現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。

※現場以外での作業の有無については、契約外及び確認ができないことから、対象とはしない。

□現場管理上、一時的に必要な作業を行う場合は、作業日として扱わないものとする。

例:巡回パトロール・保守点検(一時的なもの)、見学会、地元協議対応など監督職員が認めたもの。

□一時中止を行った場合は、週休2日相当が確保できる工期を延期することを基本とする。

□実施の有無の確認は、精算変更前までに行い、精算すること。

□施工箇所点在型における週休2日の場合、一工事として判断する(各地区毎に判断しない。)

□働き方改革を推進する観点から、発注者による現場閉所状況の確認は、月1回を目安に実施し、週休2日の取組が十分で無い場合は、受発注者双方において原因を分析し、改善に取り組む。

項目	休日(現場閉所日)	対象期間	備考
土・日・祝祭日	○状況によりカウント	○カウントする	
雨天等	○状況によりカウント	○カウントする	(天災等による中止含む)
年末年始・夏季休暇	一対象外	一対象外	
現場準備・現場後片付け	○状況によりカウント	○カウントする	(工事着手日から工事完成日までを対象期間とする)
工場製作のみ期間	一対象外	一対象外	
一時中止期間など ※発注者があらかじめ対象外とした期間等	一対象外	一対象外	

工事内容	契約日	余裕期間	工期始期	(準備)	一時的なもの						工期終期	検査日	(片付け)						
					工事着手	準備	作業日	現場閉所日	夏季休暇	年末年始	雨天	パトロール	点検	内業	現場以外作業	工事完成日			
作業等																			
現場閉所日	-	-	-	-	x	○	×	○	-	-	○	○	○	×	○	○	×	-	-
対象期間	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-

※ ○:必ずカウント ○:状況によりカウント ×:カウントしない -:対象外

積算(補正係数)

週休2日交替制適用工事

対象工事

- ・道路、河川等の公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く、年間を通じて作業が必要な工事
- ・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事

積算方法等

■平均休日率 (休日率は小数第1位までとし、小数第2位を四捨五入とする。)

- ・現場に従事した全ての技術者、技能労働者の休日確保状況を、休日率として算出する。
※対象となる技術者、技能労働者は、対象工事に1ヵ月以上従事する者とする。
- ・対象者ごとに、休日日数の割合(対象期間における休日日数／対象期間の日数)を算出。
※工事着手日から工事完成日までを期間とするが、下請けの場合、工期日数は施工体制台帳上の工期から設定
- ・全対象者の「休日日数の割合」を平均化し、「平均休日率」を算出。

■補正係数

- ・週休2日交替制適用工事において、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日率に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。(市場単価及び土木工事標準単価における週休2日の補正については別途)

補正係数	工期全体(通期)の週休2日		月単位の週休2日(合計)
	+	=	
R6	労務費: 1. 02 現場管理費: 1. 01	労務費: 1. 02 現場管理費: 1. 02	労務費: 1. 04 現場管理費: 1. 03

※労務費における週休2日補正は、以下の労務単価を対象としている。

【公共工事設計労務単価(51種)、電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工】

■補正方法

- ・月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乘じたうえで予定価格を作成するものとする。
- ・現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは通期の週休2日の補正係数に変更するものとし、通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。



確認方法

週休2日交替制適用工事

○週休2日交替制実施の確認例(発注者による確認)

発注者は、書類の作成負担等を考慮し、休日率を確認できる資料等(休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等)について受注者に提示を求め、休日率の状況を確認するものとする。

【平均休日率】

対象期間内において、対象工事に1ヶ月以上従事した技術者、技能労働者毎に、作業に従事した日および休日を記した資料で確認。当該資料により、対象者ごとの休日日数の割合を算出し、対象者全員の休日日数の割合を平均した値を、平均休日率とする。

【確認イメージ】 出⇒出勤、休⇒休日、■⇒対象期間外

対象期間において、全ての月で平均休日率4週8休(28.5%以上)を達成している

業者	氏名	6月																														対象期間	休日日数	対象期間内の土日	休日の割合
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30				
A建設	●●	休	休	出	出	出	休	休	出	出	休	休	出	出	休	出	出	休	出	出	休	出	出	休	出	出	休	出	出	休	30	10	10	33.3%	
	■■	休	休	出	出	出	出	休	休	出	出	休	休	出	出	休	休	出	出	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	30	11	10	36.7%	
	◆◆	出	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	30	※	9	10	30.0%
	▲▲	出	休	休	出	出	出	休	出	出	休	出	出	休	休	出	出	休	出	出	休	出	出	休	休	休	出	休	休	休	30	10	10	33.3%	
B建工(一次下請)	○○									出	出	休	出	出	出	休	休	出	出	休	出	休	休	出	出	出	休	休	休	休	休	23	8	8	34.8%
	□□	休	休	出	出	出	出	休	休	出	出	出	休	出	出	休	休	出	出	休	休	休	出	出	休	休	休	休	休	24	8	8	33.3%		
C電設(二次下請)	××																															0	0	0	#DIV/0!
		施工体制上の工期始め⇒																														平均休日率 33.6%			

積算(補正係数)

市場単価方式

- 市場単価方式による積算について、R3年度より週休2日の現場閉所の実施状況に応じた補正係数を設定
- R6.4.1以降に入札公告等を行う工事より、月単位の週休2日を踏まえた補正係数を設定
- また、新たに交替制適用工事においても週休2日補正を設定

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数（令和6年4月1日以降に入札公告等を行う工事に適用）

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04	1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03	1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.00
	撤去・移設	1.02	1.03	1.01	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
法面工		1.01	1.02	1.01	1.02
吹付け工		1.01	1.03	1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03	1.01	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01	1.00	1.01
グルービング工		1.00	1.01	1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

積算(補正係数)

土木工事標準単価

- ① 土木工事標準単価による積算について、R6.4.1以降に入札書提出期限が設定されている工事より、週休2日の補正係数による積算方法へ見直し（R6.3.31までに入札書提出期限が設定されている工事は、従来通り、週休2日を考慮した単価を使用）
- ② ①の対象工事のうち、R6.4.1以降に入札公告等を行う工事より、月単位の週休2日を踏まえた補正係数を設定【表1】
- ③ ①の対象工事のうち、R6.3.31までに入札公告等を行う工事は、R5年度の週休2日補正係数を適用【表2】

【表1】土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数（令和6年4月1日以降に入札公告等を行う工事に適用）

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03	1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03	1.01	1.03
	人力	1.02	1.04	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04	1.02	1.03
排水構造物工		1.02	1.04	1.02	1.03
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
防草シート設置工		1.01	1.03	1.01	1.03
紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエチル樹脂)	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04	1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.00	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.04	1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04	1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03	1.01	1.02
ノンコーリング式 コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
		1.00	1.00	1.00	1.00
FRP製格子状パネル設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.04	1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04	1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.03	1.02	1.03

積算(補正係数)

土木工事標準単価

【表2】土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数（令和6年3月31日までに入札公告等を行う工事に適用）

名称	区分	補正係数					
		現場閉所			交替制		
		4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上	4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上
区画線工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
高視認性区画線工		1.01	1.03	1.04	1.01	1.03	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.02	1.03	1.01	1.02	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.03	1.04	1.01	1.02	1.04
	人力	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
コンクリートブロック積工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04
排水構造物工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.02	1.04
鋼製排水溝設置工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02	1.03	1.01	1.02	1.03
	高所作業車	1.01	1.02	1.03	1.01	1.02	1.03
表面含浸工	固定足場	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04
連続繊維シート補強工	固定足場	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04
漏水対策材設置工	固定足場	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04

名称	区分	補正係数					
		現場閉所			交替制		
		4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上	4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上
防草シート設置工		1.01	1.02	1.04	1.01	1.02	1.04
紫外線硬化型F.R.Pシート設置工 (ポリエスチル樹脂)	固定足場	1.01	1.02	1.02	1.00	1.01	1.02
	高所作業車	1.00	1.01	1.02	1.00	1.01	1.02
塗膜除去工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
バキュームプラスト工		1.00	1.01	1.02	1.00	1.01	1.01
	設置	1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.01
道路反射鏡設置工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
	撤去	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
機械式継手工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.03	1.04	1.00	1.01	1.02
ノンコーリング式 コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.00	1.01	1.02	1.00	1.01	1.02
		1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.01
F.R.P製格子状パネル設置工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
支承金属溶射工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
耐压ポリエチレンリップ管(ハウエル管)設置工		1.01	1.03	1.04	1.01	1.02	1.04

積算(適用)

土木工事標準単価

【適用イメージ】

		4月1日		
パターン		令和5年度	令和6年度	適用
4週8休以上 (通期)	ケース1	公告	入札書提出期限	週休2日補正単価(補正後単価)を使用
	ケース2	公告	入札書提出期限	補正前単価に補正係数【表2】を乗じた週休2日補正単価を使用
	ケース3*		公告	補正前単価に補正係数【表1】を乗じた週休2日補正単価を使用

土木工事標準単価

補正後単価

補正後単価廃止

*R6.4.1以降に入札公告等を行う工事は、月単位の週休2日で積算を行うため、ケース3を当初積算で用いることは基本的にはない。

補正係数

補正係数【表2】

補正係数【表1】

補正係数【表1】：R6.4.1以降に入札書提出期限が設定されている工事のうち、[R6.4.1以降に入札公告等を行う工事に適用](#)

補正係数【表2】：R6.4.1以降に入札書提出期限が設定されている工事のうち、[R6.3.31までに入札公告等を行う工事に適用](#)

4週8休以上（月単位）	-	公告	入札書提出期限	補正前単価に補正係数【表1】を乗じた週休2日補正単価を使用
-------------	---	----	---------	-------------------------------

補正係数

-

補正係数【表1】

週休2日に関する取り組み【四国地方整備局】

総合評価

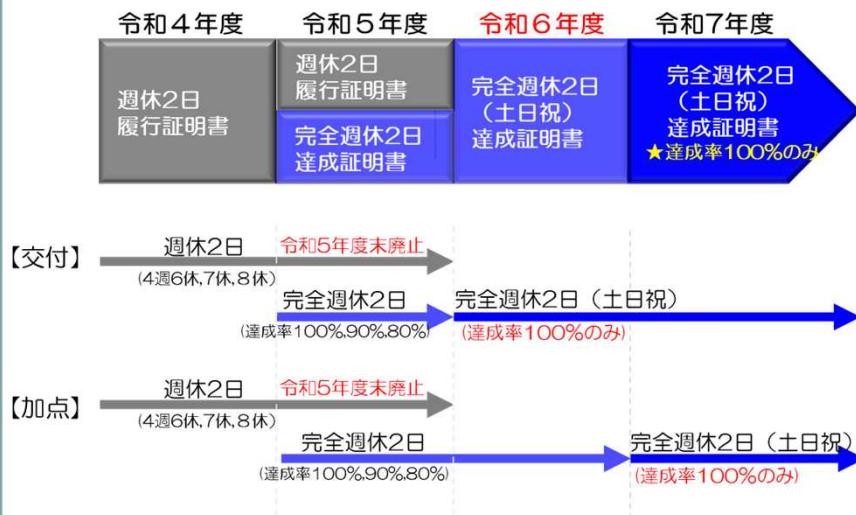


完全週休2日(土日祝)達成証明書交付の取り組みの試行

- 四国地方整備局発注の週休2日工事においては、令和2年度より、取り組みを達成した受注業者に対して「履行証明書」を交付。結果、令和4年度完了工事（12月時点）の4週8休達成率は約9割と、かなり浸透。
- 令和5年度から、完全週休2日の取り組みを達成した受注者に対して「完全週休2日達成証明書」を交付。
＜完全週休2日を達成した全ての工事を対象＞
- また、令和5年度の総合評価から「達成証明書」を提出された企業の加点評価を行う。
- 令和6年度より、完全週休2日（土日祝）の達成率が100%の工事のみ、「完全週休2日（土日祝）達成証明書」の交付対象とする。（WLBに配慮した「完全週休2日（土日祝）」の試行も含む。）

総合評価

◆企業評価（その他企業評価）で加点



【企業評価：完全週休2日（土日祝）】
完全週休2日達成状況に応じて
最大3点の加点評価

- 達成率100%
加点評価 3点
- 達成率90%以上、100%未満
加点評価 2点
- 達成率80%以上、90%未満
加点評価 1点

- ※取り組みを達成した受注者に対して「完全週休2日（土日祝）達成証明書」を交付。
- ※交替制適用工事で公告する工事では、「完全週休2日（土日祝）達成証明書」の評価を除く。
- ※令和5年度に交付した「完全週休2日達成証明書」は「完全週休2日（土日祝）達成証明書」として扱う。

«令和6年度~»

【完全週休2日達成企業マーク】

- ★達成率100%を達成した企業
- ★取得した年度の翌年度1年間、社の広報に使用可能



確認方法

完全週休2日(土日祝)

○週休2日実施の確認例(発注者による確認)

工期内の対象期間における、土・日・祝日の現場閉所日を記した資料を確認。

受注者の既存資料等(工程表や休日等の記録資料等)より土・日・祝日における現場閉所日の実績日数を確認し、対象期間における完全週休2日(土日祝)の達成状況を確認。

【確認イメージ】**黄色塗**:現場閉所日

「完全週休2日(土日祝)」

1月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

対象期間において、全ての土・日・祝日が現場閉所を達成した工事

2月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

カレンダー通りの祝日可

3月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

祝日を月曜日or金曜日に振り替え可

※受注者が選択

※振替は前月までに決定し、変更施工計画書を提出

項目	休日(現場閉所日)	対象期間	備考
土・日・祝祭日	○状況によりカウント	○カウントする	
上記に変わる振替休日	×カウントしない	○カウントする	火曜日～木曜日の祝日は月曜日or金曜日に振り替え可能
年末年始・夏季休暇	一対象外	一対象外	
現場準備・現場後片付け	○状況によりカウント	○カウントする	(工事着手日から工事完成日までを対象期間とする)
工場製作のみ期間	一対象外	一対象外	
一時中止期間など ※発注者があらかじめ対象とした期間等	一対象外	一対象外	

工事内容	契約日	余裕期間	工期開始(準備)	一時的なもの							(片付け)	工期終期	検査日					
				工事着手	準備	作業日	土・日・祝日の閉所日	平日の閉所日	夏季休暇	年末年始	パトロール	点検・現場見学会等						
作業等																		
完全週休2日閉所日	-	-	-	-	x	○	x	x	○	-	-	-	x	○	x	-	-	-
対象期間	-	-	-	-	◎	◎	◎	◎	-	-	-	-	◎	◎	◎	-	-	-

※ ◎:必ずカウント、○:状況によりカウント、×:カウントしない -:対象外、